

# 改正児童福祉法施行に係る市立児童発達支援センターの今後について

こども施設運営課

## 1. これまでの経過 と 児童福祉法改正

本市において、2施設ある児童発達支援センターは、医療型の前身施設を昭和48年より、福祉型の前身施設を昭和63年より、長きにわたり障がい児支援を実践してきました。

令和6年4月に施行の改正児童福祉法において、児童発達支援センターは以下の4つの機能全てを備える「地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関」とする方向性が示され、また、現在の施設類型（医療型・福祉型）の一元化が行われることになっています。

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ③ 地域のインクルージョン推進の中核機能
- ④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

R5年3月28日、厚生労働省「障害児通所支援に関する検討会」報告書より

## 2. 児童発達支援における現状の成果と課題

### (1) これまでの成果

児童発達支援センターは、その時代に必要なサービスを拡充しながら多くの障がい児とその保護者を支え、これまでの実践から児童発達支援に関する多くの知識と見識の蓄積とともに、療育の質を高めつつ児童発達支援機関としての役割を果たしてきました。多様化するニーズに対応する支援機関等も増え、児童の状況に合わせて保護者が選択できる社会基盤が徐々に整備されてきました。

### (2) 課題(関係課会議において整理したもの)

(i) 利用者・家族支援からの視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活状況の変化に合わせたサービス内容等の見直し</li> <li>・分かりやすい情報発信及び積極的な広報</li> <li>・分かりやすく、気軽に相談できる窓口の設置</li> <li>・必要な支援につなげるアウトリーチ活動</li> <li>・障がい児を地域で見守る体制の構築</li> <li>・切れ目のない支援の提供</li> </ul>
(ii) 施設運営における視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常駐医師、拡充に伴う専門職の人員確保</li> <li>・支援ノウハウの蓄積と研究及び人材育成</li> <li>・情報交換の円滑化を図るICT化推進</li> <li>・診療報酬の安定的な収入確保</li> </ul>
(iii) 児童発達支援センターが 中核的な役割を担うための視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各関係機関との連携強化</li> <li>・発達支援に関する基本相談機能の強化</li> <li>・市内児童発達支援の質を高めるための仕組みづくり</li> <li>・各関係機関連絡会等の定例化</li> </ul>

## 3. 今後の方向性

今後は、改正児童福祉法の施行や国における検討会報告書の内容を基に、本市のこれまでの実績と成果を活かして、市立児童発達支援センターが機能充実を図るとともに、関係機関とのネットワークをより一層強化、連携し、相互に補完しながら、課題の解消とともに、切れ目のない支援を実践していく必要があると考えています。

機能を充実することにより、誰一人取り残されることなく、住み慣れた地域で安心して生活できる環境が整備され、市民生活が一層向上するものと考えております。